

ワシントン州の児童保護局のソーシャルワーカーは全員、“**Permanency From Day One**”という研修が義務づけられている。子どもを保護し、養育者の家庭に措置して長い月日が経過してからパーマネンシーについての計画を立て始めるのではなく、子どもを措置した「第一日目から、その子の恒久的なプランを構築する」ためのトレーニングである。

この研修は、米国の児童福祉の **Concurrent Planning** (並行プラン)という理念に基づいている。子どもを親もとにもどすプランと、養子縁組みなど、恒久的なプランを同時進行するモデルである。ソーシャルワーカーは、パーマネンシーを保障できるように、定期的に **FTDM** 会議を開き、子どもを養育できる親族を参加させる。州内はもちろんのこと、州の外に住む親族探しもすることが法律で義務づけられている。(米国では、里親よりも、親族を優先して子どもを措置する実践が一般的である。パーマネンシーも親族の方が、里親よりも築きやすい、という研究結果がある。)

この国のパーマネンシーのなかでも一番好ましいとされているのは、親子再統合。その次は、養子縁組である。後見人、長期里親などの選択肢もあるが、養子縁組は、法律的にもいちばん揺るぎなく、もっとも崩壊しにくい。親族里親も、パーマネンシーの選択肢として、後見人ではなく養子縁組の親になる場合もある。

一人の大人が里親としてライセンスを受けるのには、いくつものステップを踏まなければならないが、里親トレーニングのほかに、ホームスタディを受ける。里親の住居の安全性と環境、里子を受け入れにかんする許容限度を調査され、家に住む18才以上の人間全員の素性調査が、インタビューと指紋採取によって行われる。ワシントン州では、その里親へのホームスタディと、養子縁組をする親を対象に二にしたホームスタディを合体させて、**Unified Home Study** (ユニファイド・ホームスタディ) をつくり実践し始めた。

この州では、里親が自分のケアする子どもを養子縁組するケースが非常に多い。2

010年度に成立したフォスターケアからの養子縁組は1530件。その内の7割が、ライセンスのある里親からとのアダプションだった。以前、里親は養親になるために 違うホームスタディを受け、そのプロセスに半年以上の月日がかかっていた。養子縁組を待たされる子どもたちのパーマネンシーを遅らせないようにと、このユニファイド・ホーム・ホームスタディが生まれた。

3) 養親のリクルートと教育と支援

養子縁組の希望者と『ウェイティング・チルドレン』

2002年の意識調査から、およそ30パーセント以上の米国人女性が「養子縁組を考えたことがある」と答えている。そのうち約14パーセントが、実際に養子縁組の手続きをしたことがわかっている。同じ年の調査では、大多数の養子縁組に関心を抱く女性が、多様な条件の子どもたちを養子に迎え入れる意志をもっていることもわかった。自分とは人種の違う子ども、13才以上の子ども、障害を持つ子どもたちなどがその例である。

1997年に樹立した ASFA 法が養子縁組を促進するために、特別な予算をもうけてから、この国の児童保護局の管轄の子どもたちの養子縁組成立の数は3年間で65%延びた。2003年には、虐待やネグレクトの犠牲となり、保護された約5万1千件の子どもたちの養子縁組が成立している。

それにもかかわらず、現在、依然として10万人の子どもたちが、裁判所で親権剥奪の手続きを終えたフォスターケア・システムの子どもたちが「ウェイティング・チルドレン」のまま、養親の現れるのを待っている。

養親リクルートと教育と支援

◎里親・養親リクルート（マッチング）

米国で「養親さがし」を必要としているのは、児童保護局の管轄にある子どもたちである。国内の私立のエージェンシーからの新生児の養子縁組、および、国際養子縁組について、は養親を特にリクルートしていない。アメリカ国内からの健康な新生児を求めている大人、そして、海外からの子どもの養育を望んでいる大人たちの数のほうが、子どもの数を上まわるからである。

ここでは、ワシントン州の里親／養親のリクルートを例にとって、米国の仕組み、そして取り組みを解説したい。

まず、ワシントン州では、里親リクルートをする時に、短期や長期の里親、レスパイトだけを受け持つ里親のほかに、『アダプティブ・ホーム』というカテゴリーの里親も同時にリクルートする。実親の親権がすでに剥奪されている子どもたちの養子縁組をする里親家庭である。近年では、アダプティブ・ホームに加えて、『フォスター・アダプト・ホーム』も登場した。親の親権がまだ剥奪されていない子どもたちを受け入れ、「親権が法廷で正式に停止した際には、この子を養子にします」という約束をかわす里親のことである。アダプティブ・ホームと違うのは、子どもが将来、親もとにもどされるかもしれないという条件を前提にしていることである。アダプションにかかる費用は政府がすべて負担する。

上記の説明のように、ワシントン州では、里親が自分でケアしている子どもをそのまま養子縁組することが非常に多いこと、また児童保護局が、短期・長期の里親リクルートと同時に、いずれは養子縁組をする養育者をリクルートする。この州のライセンスを持つ里親の数は約5360家庭。そのうち2620家庭を1年間でリクルートするという記録をつくったのは2010年度だった。しかし、その年成立した1530件の養子縁組の7割が里親とのアダプションだった。どんなに里親あっせんに力をいれても、養子縁組が成立すると廃業する里親は後を絶たない。したが

って、養親探しを成功させるためには、地域の児童保護局は、里親探しを充実させ、それを毎年繰り返して行かなければならないのが現実である。

以下の3つの活動は、全米各地の児童保護局が、里親および養子縁組をする親を探し当てるために取り入れている活動である。

1) **General Recruitment** [概括的なリクルート] は、マスメディアやイベントやビルボードなどをつかった、キャンペーンである。『若い命を救おう』『あなたの心を子どもに向かって今開こう』などの謳い文句がしばしば使われる。地域の養子縁組に対する意識や理解を高めるいわゆる啓発の役目を果たすと同時に、児童保護局の認知度を高める活動である。専門家は、15%ほどの養育者リクルートの予算をこの **General Recruitment** に費やすのが適切と指摘している。

2) **Child-specific Recruitment** [子どものニーズに見合った詳細なリクルート] を実施するには、子どもの置かれているニーズを理解する必要がある。子どものケースワーカーが、親類や子どもの家族の知りあいの中から、引き取る意志と能力のある人物を探し当てたり、障害等の有る子どもには、その子のケアができる大人を探すために、地域の医療関係の協力をえて、養親とのマッチングをするなどがその例である。25%ほどのリクルートの予算をこの **Child-specific Recruitment** に費やすのが適切とされている。

3) **Target Recruitment** [対象を明確にしたリクルート] は、地域の中で養子縁組の最も必要とされる一定のカテゴリーに属す子どもたちのニーズに答えることができる家庭、もしくは養育能力やスキルを持っている大人を探しあてマッチングまでに到達させる方法である。

その例として、“**One Church, One Child**” というターゲット・リクルートがある。1980年代、イリノイ州シカゴでは、多くの黒人の子どもたちが養

子縁組されることなく、システムに長年取り残されていた。「ひとつの黒人教会につき、ひとりの黒人の子どもを養子する」キャンペーンは成功を収め、2001年の時点で6万人の養子縁組を成立させた。このキャンペーンは後に全米30州に広がっていった。

最も効果があるとされているこの **Child-specific Recruitment** に、60%ほどの養親あっせん/マッチング予算をこのために費やす必要があると専門家は示唆する。

養親リクルートのための広域対応

全米50州に、**ICPC (Interstate Compact)**のオフィスがある。州と州の合意のもとに築かれた契約を実行する児童保護局のオフィスである。子どもの里親や養親になってくれそうな親族が州外にみつかった時、その州の **ICPC** オフィスに連絡をとり、親族のホームスタディを実施してもらうのだ。里親の広域リクルートのための米国の制度である。

米国では、年長の児童やスペシャル・ニーズの児童の養子縁組を促進するために、インターネットを使った養親サーチを実施している。すでに親権を剥奪されている子どもたちの写真やプロフィールをウェブサイトに満載し、ホームスタディの終了している養親候補者や、一般の大人が見られるようになっている。担当のソーシャルワーカーの連絡先、子どもの性格や趣味なども詳細に記載されている。**NWAE (North West Adoption Exchange)**などがそのホームページの例である。

◎養親の教育

前述したように、ワシントン州では、里親とアダプティブ・ペアレント（養親）を同時にリクルートする。したがって、この州では、フォスターケア児童を養子縁組する養親は、里親希望者と同じトレーニングを受ける。

ワシントン州では、Child Welfare League of America [CWLA] という 95 年の歴史を誇る全米規模の児童福祉団体の開発した PRIDE (プライド) という里親養育マニュアルを 13 年間使って来たが、今年 (2014 年)、この伝統的なマニュアルをつかった里親教育に終止符を打ち、ワシントン州独自の、CCT (ケアギバー・コア・トレーニング) という 24 時間の真新しいカリキュラムを打ち立てた。

4 月にスタートした CCT は、従来の里親教育の基本的な親業カリキュラムに加えて、以下の 4 つの特性を組み込んでいる。

1. 文化の違いや地域性を第一に考慮する。 (フォスターケア中に身をおく子どもたちの、人種や社会階級の多様さを、養育する者によりいっそう深く理解できるカリキュラムを目指した。)
2. 子どもと養育者の生の声に耳を傾ける。 (従来の里親/養親トレーナーに加えて、フォスターケアの中で育った子どもたちの声や、地域のベテラン里親も教育者として加えた。)
3. 子どもたちのパーマネンシーに焦点をあてる。 (子どものパーマネンシー確立のために里親/養親が、児童保護局と協働するための知恵とスキルを説いている。)
4. 里親/養親の継続した連携を促進する。 (CCT トレーニングを一緒に受講する里親仲間が、プログラム終了後も連携し、ピアサポートをつくる環境づくりに力をいれる。)

CCT のふたつのステップを終了すると、子どもが里親の家庭に迎え入れられる。里親たちは引き続き 3 年間で 36 時間の CCE (ケアギバー・コンティニューイング・エデュケーション) を受けなければ、ライセンスを維持することはできない。

私立エージェンシーをとおしての新生児の養子縁組をする養親たちは、CCT や CCE など、エージェンシーの提供するリソースのすべてを受けすることができる。多くのエージェンシーが、養子縁組が成立してからも、養親の希望にそって、カウ

ンセラーが相談に応じたり、地域のペアレンティングのリソースとつなげて行く。

CCT のカリキュラムを構築しているワシントン州立大学では、現在、CCT の中に、養子縁組をする親たちのために、特別なプログラムを開発中である。

◎養親の支援

養育者の減少は、長年、米国の深刻な悩みであった。

里親業を廃業するにはいくつもの理由があるが、第一に金銭面にとどまらないサポートの薄さがあった。ソーシャルワーカーは手に余るケースワークを抱えて、しばしば里親の疑問や要望に答えられない。そして何よりも大きな原因は、里子そのものにある。アメリカの里親は30年前とは様相を異にしている。現在の里子は親の麻薬常習などの影響を受け、身体健康、メンタルヘルス、学習、社会面の適応など、すべての面で多大な障壁を持って里親の家庭へと入ってくるようになった。里親は訓練を受けはするが、そうした困難に満ちた子どもを育てるだけの経験と許容力を培うまでには、たくさんの支援と時間がかかる。

2006年、ワシントン州議会で里親維持のための特別予算が組まれた。その背景には、やはり、里親の深刻な減少があった。前年の2005年、州全体で1500あった里親のうち、400が廃業し、議会は行動・感情障害、性的暴力などのいわゆる、ハイリスクの子どもたちを養育している里親やアダプティブ・ペアレントに、迅速で適切なトレーニングとサービスを与えて、積極的な支援にあたることを取り決めた。

そのサービスのひとつは、実親の家族再統合のためにつかわれている、セラピストや親業トレーナーの在宅サービスである。里親や養親に対しても同じサービスが提供され、効果をあげている。行動の難しい子どものケアを、専門のセラピストが養育者の自宅にまでむいて、ペアレンティングのコーチを行っている。

■ フォスタリング・トゥギャザー・プログラム

ワシントン州ではおよそ10年前、**Fostering Together**という里親支援のネットワークが始動した。里親、養親、親族里親が地域ごとにサポートグループをつくり、様々な支援活動、養育者のための教育活動を繰り広げて来た。児童保護局は、この事業を私立のエージェンシーに委託している。当初はシアトルを中心にしたひとつの郡のパイロットプロジェクトだったが、利用者たちのニーズとともに、プログラムは拡張しつづけ、現在では2012年10月に可決した州法によって獲得した予算を使って、ワシントン州全体に連携の輪を広げている。

■ モッキンバード・ファミリー・モデル

ワシントン州は、最近、もうひとつの違う取り組みも始めた。地域の里親が連携するユニークな支援法『モッキンバード・ファミリー・モデル』を州全体に広めるプロジェクトだ。シアトルを中心に活動を広げているモッキンバード・ソサエティーという非営利団体の発案したこのモデルは、米国に数ある里親支援の方法の中でも、その独創性が注目を浴びた。昔は日本でも子どもたちは実親だけでなく、同じ村に住む祖母・祖父、隣人に見守られながら育った。このいわゆる「一村共同体家族」のようなコンセプトをとり入れ、地域の里親たちが協力し合って里子たちを養育していくのが、この支援法だ。まず、経験豊富なひとつの里親家族が”ハブ・ホーム“として中心に立ち、同じ地域の六つから十までの里親、親族里親または養親の家族（サテライト・ファミリー）をつねに指導し、励ます態勢をとる。この地域里親共同体のことを、コンステレーションと呼ぶ。ハブ・ホームは自分の家には里子を取らない代わりに、サテライト・ファミリーの里子たちに緊急事態が起きた場合は、その家庭に直接出かけて行って援助し、ほとんど24時間態勢ですべてのサテライト・ファミリーにレスパイトも与える。ハブ・ホームは月に一度自宅を開放して、里親や里子たちを交えた夕食やパーティーも企画し、チームワークをはかる。コンステレーションの中に、養子縁組が予定されている子どもがいる場合は、その児童の里親と養親がハブ・ホームの支援をうけながら、スムーズに養親の家庭に移行することができる。

4) 養子縁組成立後の養親と養子支援

■アダプション・サポート（またはアダプション・アシスタンスとよばれる予算）
米国では、連邦と州政府の両方が養子縁組後の支援のための特別予算を組んでいる。アダプション・アシスタンスとよばれる経済的な援助プログラムが養子縁組の促進に役立つことがわかっているからだ。子どものスペシャル・ニーズにたいしてのみ、援助が与えられる。対象になるサービスは、医療サービス、カウンセリングなどである。

児童保護局から『ウェイティング・チルドレン』を養子に迎え入れて養育する家庭には、このアダプション・アシスタンスは保障されやすい。私立のエージェンシーからの新生児の養子縁組をする家庭は、この援助金を受理するのが難しい。いずれの場合も、アダプション・アシスタンスは、養子縁組が成立する前に、養親と州政府で話し合われ誓約書として結ばれている必要がある。

■ワシントン州の場合

ワシントン州では、上記のサービス（医療サービス・カウンセリングなど）のほかに、月額補助金も支給して子どもたちとその養親を支えている。

タイトル4Eという連邦の助成金を受ける資格のある子どもたちに対しては、連邦政府からの資金を使い、その資格がない子どもたちには、州予算をつかってアダプション・サポートを実施している。

5) 養子縁組の情報管理と情報提供

養子縁組に関する記録の管理の仕方は州によって違うが、ワシントン州の場合は、州政府下の児童保護局のアダプション・アーカイブにすべての記録が保管されている。

養子への情報開示

米国のほとんどの州に21才以上の養子が自分の出生証明書のコピーを入手できるシステムがある。

養親への情報開示

米国50州のほとんどで、養親が子どもの情報を見ることができるようになっている。

子どもの生年月日、子どもがアダプションの対象になった状況や背景、子どもの発達や病気、メンタルヘルスに関する情報、法廷や学校の記録などがその例である。養親は子どもの実親の名前や住所等の個人のアイデンティティ以外の情報を入手することができる。(例えば年齢と身体的/外見的な情報・人種・宗教・健康状態・学歴・職業・実親の他の子どもたちの情報)

実親への情報開示

米国の27の州で、実親が名前や住所のような個人的なアイデンティティを除く、子どもの医療的・社会的な情報を得られるようになっている。15の州ではそのような情報を養子縁組された子どものきょうだいも求められるしくみもつくっている。

研究資料

論文・記事

Department of Health and Human Services/Administration for Children and Families

(以下 DSSH/ACYS): *Voluntary Relinquishment for Adoption* (March 2005)

DSSH/ACYS: *Adoptions of Children with Public Child Welfare Agency Involvement by State-Fiscal Year 2004 through 2013*

DSSH/ACYS: *Foster Care Statistics* (November 2013)

DSSH/ACYS: *Child Welfare Outcomes 2009-2012 Report to Congress, Executive Summary*

DSSH/ACYS: *Persons Seeking to Adopt* (February 2011)

DSSH/ACYS: *How Many Children Were Adopted in 2007 and 2008?* (September 2011)

Guttmacher Institute: *Unintended Pregnancy in the United States* (December 2013)

DSSH/ACYS: *Are You Pregnant and Thinking About Adoption?* (Factsheet For Families, February 2014)

CNN World: *International Adoptions in Decline as Number of Orphans Grows* (September 17, 2013)

DSSH/ACYS: *Major Federal Legislation Concerned With Child Protection, Child Welfare, and Adoption* (Current through April 2012)

Fostering Connections Organization: *Trends in Adoptions from Foster Care in the Wake of Child Welfare Reforms* (Analysis No.4, February 3, 2011)

DSSH/ACYS: *Infant Safe Haven Laws* (Current Through February 2013)

Casey Family Programs National Center for Resource Family Support: *Individualized and Targeted Recruitment for Adoption* (March 25, 2003)

National Resource Center for Foster Care & Permanency Planning at Hunter College School of Social Work: *Child Specific Recruitment by Kristine Schuerger* (August 2002)

North American Council on Adoptable Children: *Targeted Recruitment: The Most Effective Strategy by Denise Goodman, Ph. D.*; Recruitment Strategy Tip Sheet (Spring 1999)

Casey Family Programs Recruitment and Retention of Resource Families; Promising Practices and Lessons Learned, Breakthrough Series Collaborative: *Ideas for Recruitment and Retention* (Number 001, 2005)

National Adoption Day: *Foster Care Adoption in the United States, An Analysis of Interest in Adoption in a Review of State Recruitment Strategies* (November 2005)

DSSH/ACYS: *Access to Adoption Records* (Current Through June 2012)

DSSH/ACYS: *Postadoption Contact Agreements Between Birth and Adoptive Families* (Current Through May 2011)

DSSH/ACYS: *Openness in Adoption-Building Relationships Between Adoptive and Birth Families* (January 2013)

United States House of Representatives: *Child Protection, Foster Care, and Adoption*

Assistance (“Green Book” 2008)

DSSH/ACYS: *Adoption Assistance for Children Adopted from Foster Care* (February 2011)

Even B. Donaldson Adoption Institute: *Keeping the Promise - The Critical Need for Post-Adoption Services to Enable Children and Families to Succeed* (Policy & Practice Perspective, October 2010)

DSSH/ACYS: *Adoption Disruption and Dissolution* (June 2012)

書籍

David M. Brodzinsky & Marshall D. Schechter (Editors). *The Psychology of Adoption*. New York: Oxford Press, 1990

Patrick A. Curtis & Gina Alexander (Editors). *What Works in Child Welfare*. Washington DC: CWLA Press, 2012

Richard Delaney & Frank R. Kunstal. *Troubled Transplants-Unconventional Strategies for Helping*

Disturbed Foster and Adoptive Children. Oklahoma City: Wood “N” Barnes Publishing, 1997

Vera I. Fahlberg. *A Child’s Journey Through Placement*. Indianapolis: Perspectives Press, 1991

Martha J. Henry & Daniel Pollack. *Adoption in the United States-A Reference for Families, Professionals, and Students*. Chicago: Lyceum Books, Inc., 2009

Gregory C. Keck & Regina M Kupecky. *Adopting the Hurt Child-Hope for Families with Special-Needs Kids*. Colorado Springs: Pinon Press, 1995

Alfred Kadushin & Kudith A. Martin. *Child Welfare Service* (4th Edition). New York: Macmillan Publishing Company, 1988

John Laird & Ann Hartman (Editors). *A Handbook of Child Welfare-Context, Knowledge and Practice*. New York: The Free Press, 1985

Peter J. Pecora, James K. Whittaker, Anthony N. Maluccio & Richard Barth with Robert D. Plotnick. *The Child Welfare Challenge-Policy, Practice, and Research*. New York: Aldine De

Gruyter, 2000

Jane Waldfogel. *The Future of Child Protection-How to Break the Cycle of Adoption and Neglect*. Cambridge: Harvard University Press, 1988

研究協力者

Laurie Mayer: Adoption Specialist-Washington State Department of Social and Health Services

Marilyn Hatfield: Program Coordinator for Recruitment and Retention & “Fostering Together”-Olive Crest

Gia Wesley: Area Administrator-Washington State Department of Licensed Resources

Taku Mineshita: Mental Health Systems Integration Manager- Washington State Department of Social and Health Services

Yolonda Marzest: Resource Parent Specialist-Alliance for Child Welfare Excellence

Wanda Hackett: Consultant-Mockingbird Society

Sheri Rego: Learning and Development Coordinator-University of Washington

Debbie Marker: Adoption Program Manager, Department of Social and Health Services, Children’s Administration

Julianne Bucky Peterson, Program Manager, Amara

----- ■

ドイツの養子縁組あっせん制度

中間報告

高橋由紀子（帝京大学法学部）

【目次】

はじめに

- 一．統計から見た養子縁組の現状
 - 二．養子縁組あっせんの定義
 - 三．養子縁組あっせん機関
 - 1．あっせん機関として認められるための要件
 - 2．公的あっせん機関
 - 3．民間あっせん団体
 - 四．養子縁組関連法令
 - 五．ガイドラインにもとづく国内養子縁組あっせん実務
 - 六．費用
- 結びに代えて

はじめに

ドイツでは未成年者の養子縁組あっせんは地方自治体に設置される少年援助（日本の児童福祉に該当）のための専門行政機関である少年局およびその上部機関である州少年局の任務とされている。その他に、州の承認を受けた民間団体も養子縁組をあっせんすることが認められているが、これらのあっせん活動を規制する養子縁組あっせん法が制定されている。

ドイツの未成年養子制度の基本理念は「子の福祉」であり、養親と養子の間での親子関係の成立をめざすものである。養子あっせんも当然、子の最善の福祉の実現を目的とする。他方で、児童売買・代理母あっせんといった人身売買につながる行為を排除する方策が取られ、そのための監視体制も整備されている。

ところで、最近のドイツ家族法の動きとして、①基本権としての子の出自を知る権利の尊重、②法律上の父親でない実父の権利の強化が挙げられる。これらは連邦憲法裁判所や連邦通常裁判所判決と民法の家族法改正を通して強化されてきたが、これらの動きは養子あっせん手続にも影響を与え、養子あっせん担当者の責任と任務をより重いものにしていく。

本報告書では、ドイツの未成年養子縁組に関する新しい立法・法改正を視野に入れつつ、

ドイツの養子あっせん制度の概要を紹介する。なお、国際養子縁組のあっせんは来年度の最終報告書で扱うことにする。

一. 統計から見た養子縁組の現状

ドイツでは養子縁組に関する統計を連邦統計局が毎年公表している。未成年者の年齢を7つの区分（ゼロ歳児、1～2歳、3～5歳、6歳～8歳、9歳～11歳、12歳～14歳、15歳～17歳）に分け、それぞれの年齢区分ごとに男女数、国籍別、公的あっせん機関によるか民間あっせん機関によるか、養子縁組養育開始前はどこで誰に養育されていたか、実親と養親の家族状況、養親の国籍、養子と養親の間の本来の親族関係の有無、年末に養子候補として登録されている未成年者数、養子縁組のための事前養育に委託された未成年者数、登録されている養子縁組希望者数が全国合計値とともに州ごとに公表されるが、これらのデータは連邦統計局が各あっせん機関から直接収集する。

本報告書作成時点で公表されている最新のデータは2013年の統計である¹。それによれば、未成年養子縁組成立数は3,793人で、これは2012年より2.4%少ない。1991年のドイツ再統一後、もっとも養子縁組数の多かった1993年（8,687人）と比較すると半数以下（43.7%）に減少している。しかも、未成年養子縁組成立数のうち2,232人は連れ子養子縁組（59%）で、この傾向は増加しつつある。親族と養子縁組した未成年者は113人（3%）で、他人養子は1448人（38%）であった。他人養子のうち外国籍の養子は330人（22.8%）で、連れ子養子縁組における外国籍の養子の割合14.6%に比較すると明らかに多い。2012年の統計では養子となった子の数は3886人で、そのうち公的機関によるあっせんが3,726人（95.9%）、民間団体によりあっせんされた子は160人であった²。

2013年末に養子候補児として登録されていたのは817人（前年より15%減）であるが、養親希望者も減少した（5362組の希望者で、前年より5%減）。単純計算すると、養子1人に対して約7組の養親候補者があっせんを待っていることになる。

二. 養子縁組あっせんの定義

ドイツの未成年養子縁組制度を貫く理念は子の最善の福祉である。それを実現するための養子縁組あっせん法(Gesetz über die Vermittlung der Annahme als Kind und über das Verbot der Vermittlung von Ersatzmüttern: Adoptionsvermittlungsgesetz-AdVermiG)では、養子縁組のあっせんに以下のように定義している(同法1条)。すなわち

- ① 子の最善の利益に適う場合に、養子縁組を目的として未成年者と養子を迎えたい者とを引き合わせる事。
- ② 子が生まれる前でも養子縁組の機会を仲介する。

¹Statistisches Bundesamt Wiesbaden 2014, Statistiken der Kinder- und Jugendhilfe, Adoption 2013

²2013年の統計の中で、あっせん機関別人数は2012年の統計が記載されている。

- ③ 代理母あっせんは養子縁組あっせんには含まれない。

三. 養子縁組あっせん機関

1. あっせん機関として認められるための要件（養子縁組あっせん法 4 条）

養子縁組あっせん法 2 条は、公的あっせん機関および承認された民間の養子縁組あっせん団体以外の者があっせんを行うことを禁じている。あっせん機関としての承認のための要件は公的機関も民間団体も同一である。すなわち、

- ① 人格、大学での専門教育、職業経験にもとづきあっせんに適した専門職だけがあっせんをすることができ（同法 3 条 1 項）、あっせん機関には最低 2 名の常勤の専門職かそれに相当する数のパートタイムの専門職がいなければならない（同条 2 項）。実務では原則として、あっせん機関の専門職は国家により承認されたソーシャルワーカーか児童福祉専門家、またはこれらに比肩しうるソーシャルワーク学部卒業生であって相応の職業経験を持った者でなければならないとされている。これらの専門職はあっせん以外の職務を主として行っはならない。専門職に指示を与える長も同様の資格が必要である。
- ② 仕事の方法と財政状態にしたがい規則通りの任務の遂行が期待できる。
- ④ あっせん機関は法人または協会により運営されている。

2. 公的あっせん機関（養子縁組あっせん法 2 条 1 項）

（1）少年局の養子縁組あっせん部署

養子縁組あっせんは、地方自治体が設置する少年援助（日本の児童福祉に該当）のための専門行政機関である少年局と上部機関である州少年局の義務的任務とされる。したがって、少年局と州少年局はあっせん業務を行うための専門部署を設置しなければならない。小さな規模の少年局では独自にあっせん部署を設置するのは負担が大きすぎる。この場合、州の中央養子縁組機関の同意があれば隣り合った少年局同士で、あるいは近隣のいくつかの少年局が共同してあっせん部署を設立することが許されている。

筆者が訪問調査した人口 12 万人のゲッティンゲン市の公的あっせん部署では、大学で社会教育学（児童福祉）を専攻した常勤の専門職が 1 名（週 30 時間勤務）と、非常勤の児童青少年心理療法士（週 5 時間勤務）が 1 名勤務している。2 人勤務体制は「4 つの目」原則に基づくという。重要な決定は 1 人の担当者に任せるのではなく最低 2 人の担当者で行わなければならないという原則で、公的機関でも民間機関でも、また養子縁組あっせんに限らず他の領域（たとえば児童保護）でもこの原則は貫徹されている。ところで、ゲッティンゲン市の公的あっせん部署の体制ではあっせん機関承認の要件を満たさないの、周辺の 3 つの郡の少年局とともに共同養子縁組あっせん部署を構成し、全体で 5 人の専門職と 1 人の心理職の体制を組んでいる。共同あっせん部署の専門職は毎月定期的集まり、専門的な意見交換、ケース検討、ケース相談、養子縁組希望者の適格性確認へのメンバーの参加／協力を行っている。なお、専門職は自己の管轄地域に居所を有する養子縁組希望者の相

談に応じるが、実親からの相談は管轄地域に関係なく受け付ける。実親にとっては住所地と別のあっせん機関の方が相談しやすいのではないかという配慮からである。

ゲッティンゲンの公的あっせん機関では、昨年は他人養子縁組（血の繋がらない子との養子縁組）のあっせんで 3 件行った。また、他人養子縁組と連れ子養子縁組合わせて 6 件の裁判所決定があった。他人養子縁組のあっせんは平均すると 1 年に 1～2 件であるという。

公的あっせん機関の任務は多岐に渡る。実親の相談と支援、養親希望者の相談と一般的適格性審査、他人養子のあっせん、連れ子養子の場合の子の福祉の審査、養子縁組成立のために必要な養子となる子と実親の同意確保、セミナー開催など養子縁組の準備とポストアドプションサービス、実親探しへの協力、家庭裁判所の養子縁組手続への鑑定意見作成などが典型例である。

（2）州少年局の中央養子縁組機関

州少年局は中央養子縁組機関を設立しなければならない。州少年局の中央養子縁組機関の任務も多様である。第一に、地域の公的あっせん機関や民間の養子縁組あっせん団体の設立承認、それら機関の活動の監督を行う。具体的には、専門職があっせん法の要件を満たしているか審査したり、専門職の一人が病気や出産などで一定期間職場を離れるときは、他の職員が臨時に限定的に任務を果たしてよいという例外許可を発行したりする。

第二は、あっせんが困難な子どもたちがより多くあっせんされるように、そしてそのあっせんがより成功するように専門的助言をすることである。あっせんが困難な子どもたちとは、年長児や知的・身体的・精神的障害を持つ子で、彼らには特にどのような家庭が適切かあっせん前に詳細な診断がされなくてはならない。これらの子どもたちのために地域を越えたマッチングや養子縁組機関同士の調整も担当する。

第三に、国際養子縁組関連の任務である。国際養子縁組の場合は、国内養子縁組あっせん機関としての承認以外に特別の許可を要するのでこれらの許可の付与、外国法と抵触する養子縁組または国境を越える養子縁組における専門的助言と支援である。外国法の情報、社会的・人間的・政治的問題、国際私法と国籍法の問題などは地域の養子縁組あっせん機関が処理するには荷が重過ぎる。外国法と抵触するケースは中央養子縁組機関が始めから義務的に参加することになっている。あっせん機関が新しい相手国の承認を求めてきたときは、企画書、人員、相手国、費用、相手国のニーズなどを報告させ、他州の中央養子縁組機関にも意見を求める。また、人身売買や暴力がからんでいないかの問い合わせに応じたり、他国の人身売買の情報収集を行う。

第四に、民間団体から個別ケースの進展ごとに報告書を受け取る。第五に、専門職の研修、養子縁組希望者と養親の研修に際しテーマにふさわしい講師を探す協力と支援を行う。

その他、地域の少年局をサポートし、外国人局や身分登録局からの問い合わせに答えたり、養子法・養子縁組関連法の立法や改正時に意見表明を行ったり、全国ガイドライン「養

子縁組あっせんのための勧告書」³の作成と改訂に参加する。

このように州の中央養子縁組機関の任務には高度な専門性と法律知識が要求されるので、同機関は小児科医または児童精神科医、児童心理学の領域での経験を積んだ心理学専門家、法律家、数年間の職業経験を持つ児童福祉ワーカーまたはソーシャルワーカーを確保しなければならない（同法 13 条）。この要件を満たすために複数の州が共同で一つの中央養子縁組機関を設置することも認められている。

3. 民間の養子縁組あっせん団体

民間で養子縁組あっせんを行うことができるのは、州中央養子縁組機関から養子縁組あっせん団体として承認された以下の組織である（養子縁組あっせん法 2 条 2 項）。

- ① プロテスタント教会系福祉団体であるディアコニー中央本部および系列のあっせん専門団体
- ② カトリック教会系福祉団体カリタス中央本部および系列のあっせん専門団体
- ③ 労働者福祉団体 *Arbeiterwohlfahrt* 中央本部および系列のあっせん専門団体
- ④ 上記三団体以外で国内に住所を有する組織

承認の要件は公的あっせん機関と同様であるが、2005 年に、民間のあっせん団体として承認を求める申立に必要な 9 種類の書類が規則⁴で定められた。それらは、団体の定款、法人もしくは協会の登記簿の摘要、予算案、団体の財政状態の説明書、養子縁組 1 件当たりの平均的費用の見積額、公益性に関する仮証明書、相談と斡旋に関する計画の説明書、あっせん団体の専門職の人格的および専門的適格性の証明書、専門職と団体代表者の無犯罪証明書である。

なお、上記全国ガイドラインによれば、ベビークラッペ（日本で言う赤ちゃんポスト）を設置している団体、匿名で子の引渡しを受けたり匿名出産や秘密出産サービスを提供する団体は養子縁組あっせん団体として承認を受けることはできない。不適切なあっせんや人身売買の疑いが生じるようなあっせんに事前に防ぐためである。

実際には国内養子縁組あっせんをする民間団体はすべてキリスト教会系であったが、2007 年に初めて非宗教系の民間団体が一つ設立された。国際養子縁組を行う民間団体は宗教系、非宗教系合わせて国内に 11 団体ある。

四. 養子縁組関連法令

養子縁組に関連するもっとも重要な法律は民法（以下 BGB と表記する）、養子縁組あっ

³Empfehlungen zur Adoptionsvermittlung – 7., neu bearbeitete Fassung 2014, Bundesarbeitsgemeinschaft Landesjugendämter. 現行版は 2014 年に改訂された第 7 版である。

⁴Verordnung über die Anerkennung von Adoptionsvermittlungsstellen in freier Trägerschaft sowie die im Adoptionsvermittlungsverfahren zu erstattenden Kosten(Adoptionsvermittlung- und Kosterverordnung-AdVermiStAnKoV), 04.05. 2005

せん法、社会法典第 8 編（以下 SGBⅧと表記する）の 3 つである。その他に、2014 年 5 月から施行された妊娠葛藤法改正法が秘密出産の制度を導入し、それとの関連で養子縁組に関する規定が同法に追加された。また、同性カップルのための登録パートナー法の中にも養子縁組関連規定がある。家事事件手続法（以下 FamFG と表記）の中には、養子縁組に関する裁判手続および裁判手続の中で養子縁組あっせん機関が果たさなければならない義務が定められている。

国際養子縁組に関連するのは、ヨーロッパ養子協定、ハーグ国際養子縁組条約、同条約施行法、養子縁組効果法、養子縁組あっせん法の中の国際養子縁組に関する規定である。

これら法律以外に、養子縁組あっせんのための全国的なガイドラインである「養子縁組あっせんのための勧告書」⁵（以下、ガイドラインと表記）が作成され、公的あっせん機関と民間団体はこれを遵守している。

1. 民法 (BGB)

民法は養子縁組の成立要件と効果を定めているが、特に養子縁組あっせんに関連する事項は以下の通りである。

(1) 未成年養子縁組の原則

ドイツでは未成年養子が原則である。例外的に成年養子縁組も認められているが、本報告書では扱わない。未成年養子縁組には連れ子養子、親族養子、他人養子の別があるが、いずれの場合も養子縁組が子の福祉のためになり、かつ親子関係の成立が期待されるときに許される (BGB1741 条 1 項 1 文)。どの型の養子縁組でも家庭裁判所の決定で養子縁組は成立する (BGB1752 条) が、その前に養親となる者は養子縁組あっせん機関の審査を受け、適格性が認定され、一定期間の事前養育 (BGB1744 条) 後に親子関係が成立したか、または成立の見込みが確実であるとする鑑定書を得なければならない。法律や公序良俗に反したあっせんに協力したり、第三者にそのようなあっせんに依頼したり報酬を支払った者は、あっせんされた子の養親となることを厳しく制限される (1741 条 1 項 2 文)。

(2) 同意

養子縁組の成立には子本人および実親の同意が必要である (BGB1746 条、1747 条)。14 歳未満の子の場合は法定代理人によって同意される。実親の同意は子が生後 8 週間になって初めて有効になる (BGB1747 条 2 項)。親権者でない実親の同意も必要であるが、非婚の父で親権者でない男性は子が出生する前にすでに同意を与えることができる (BGB1747 条 3 項)。

これら必要な同意を実際に確保するのはあっせん機関の任務である。例外的に、実親に意思能力がないなど長期にわたって同意できない状態にあるとき、または実親の居所が長期間不明であるとき、秘密出産を選択した母親の同意は不要である (同条 4 項)。同意は公正証書にされ、公証人から家庭裁判所に到達したときに有効となり、実親の同意は以後撤回できない (BGB1750 条)。

⁵注 3

(3) 匿名養子縁組への同意

養子縁組成立のために必要な同意は、すでに確定した具体的な養親候補者との養子縁組への同意でなければならない。ドイツ民法は匿名養子縁組を認めるが（BGB1747条2項2文）、これは実親が養親の身元を知らないまま同意を与える形の養子縁組であり、具体的実親は「当該あっせん機関の養親希望者リスト〇〇番」と記載された養親による縁組に同意することになる。反対に、養親の方は実親の身元や状況を知らされる。養子が出自を知りたいことを望んだ場合や、養子が病気(特に遺伝性の病気)になったときに情報が必要であるからと説明されている。ただし、現在の養子あっせん実務では、子のアイデンティティ確立のために出自を知ることが不可欠であり、実親との交流の可能性を閉ざさないという意味からも完全な匿名養子縁組でなく半オープンな縁組を推奨している。

(4) 同意補充手続

実親の養子縁組同意権は親権の有無にかかわらず憲法上保障された親の自然権から生じるが、実親に養育の意思や能力が無く、子の発達の権利を保障することができないにもかかわらず養子縁組への同意を不当に拒否している場合には、家庭裁判所は親の同意を補充することにより強制的に養子縁組を成立させることができる（BGB1748条）。家庭裁判所は養子の申立てにより同意補充を行うが、実際は子の法定代理人となった未成年後見人により申し立てられる。この場合、未成年後見人と養子縁組あっせん機関の間の緊密な話し合いと協力が不可欠である。同意補充手続に関する養子縁組あっせん機関の役割についてはSGBVIIIのところで説明する。

(5) 官庁後見の開始

実親の養子縁組への同意が公正証書にされ家庭裁判所に提出されると、親権は停止し子との面会交流もできなくなる（BGB1751条1項1文）。すでに養子となる子のために後見人が選任されているのでなければ、養子縁組が成立するまでの間は少年局が後見人となる（官庁後見、同項2文）。この場合でも、少年局の養子あっせん部署の専門職は利益相反を避けるために後見人になれず、少年局の「未成年後見」部局の専門職が後見人に選任される。

ベビークラッペ（赤ちゃんポスト）に新生児が置かれた場合には、まず出生届けを出すためにベビークラッペ設置事業者の職員が後見人になることがあるが、家庭裁判所実務では、その後の養子縁組の手続では設置事業者の職員や当該ベビークラッペと関連のある養子あっせん機関の職員はその子の後見人となることはできず、新たに後見人が選任される。ベビークラッペ設置者とあっせん団体の癒着を避け子の福祉を守るためである。

(6) 事前養育（BGB1744条）

養子となる子が養親候補者に引き渡され、実親の養子縁組への同意書が家庭裁判所に提出されると正式な事前養育が開始する。この事前養育は、新しい親子関係が成立したか、または成立する見込みが高いと養子縁組あっせん機関が判断し、家庭裁判所で養子決定が出されるまで継続する。事前養育が開始すると、実親の親権は停止し官庁後見が開始する